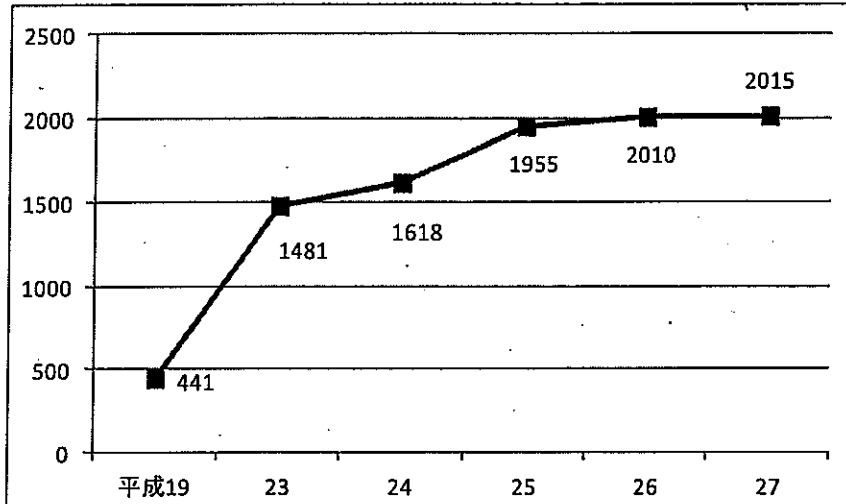


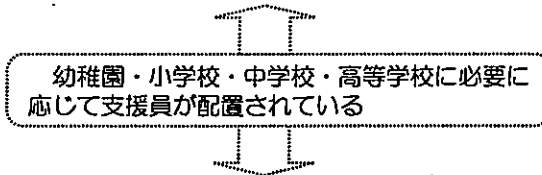
(2) 外部人材と協働した取組の状況

○学校での学習や生活全般に支援を必要とする障害のある幼児児童生徒を支援するために、市町村における特別支援教育支援員の配置を働きかけています。また、高等学校にも特別支援教育支援員を配置し、高等学校における支援の充実に努めています。



特別支援教育支援員が行う支援内容は、一人一人の状況により異なりますが、教室の移動、食事や衣服の着脱、排泄など身の周りの介助や安全確保の他に、学習時の代筆・代読、パソコン操作、ページめくりなどの補助を行っています。

【図1-4】幼稚園・小学校・中学校等の特別支援教育支援員配置状況 (人数)



【表3】公立高等学校の特別支援教育支援員配置状況 (人数)

年度	19	24	25	26	27
配置校数(校)	0	6	7	9	5
配置数(人)	0	8 (全日制6・定時制2)	9 (全日制6・定時制3)	11 (全日制7・定時制4)	5 (全日制2・定時制3)

○特別支援教育に関する高い専門性を有する20名(平成27年度)の特別支援アドバイザーを県内5か所の教育事務所に配置しています。公立の幼稚園、小学校・中学校等、高等学校からの要請に応じて派遣し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等の助言を行っています。

派遣要請数は増え、今後も派遣要請が増えていくことが予想される。

【表4】【特別支援アドバイザーの活用状況(派遣実績)】(回数)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
派遣回数	669	793	669	793	830	807	882	904	930

※ H19,20年度は、巡回指導職員9名・巡回サポーター9名 合計18名の派遣数

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

障害のある幼児児童生徒の自立活動や社会自立に向けた学習のため、優れた専門的知識を有する外部人材を講師として特別支援学校に配置・活用している。

【表5】県立特別支援学校における外部人材講師数

平成27年度	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	臨床心理士等	言語聴覚士 (ST)	歯科医師等	視覚訓練士	その他	合計
	12	6	7	6	10	2	10	53名
28校に配置								

平成27年度	農耕	縫製	陶芸	木工	染物	皮工芸	福祉	流通	鉄加工	刃入	フードデザイン	手話通訳	合計
	13	12	8	5	3	1	2	4	1	5	2	2	58名
24校に配置													

○平成25年度より3年間、文部科学省委託事業「特別支援学校のセンター的機能充実事業」を受託し研究を進めました。

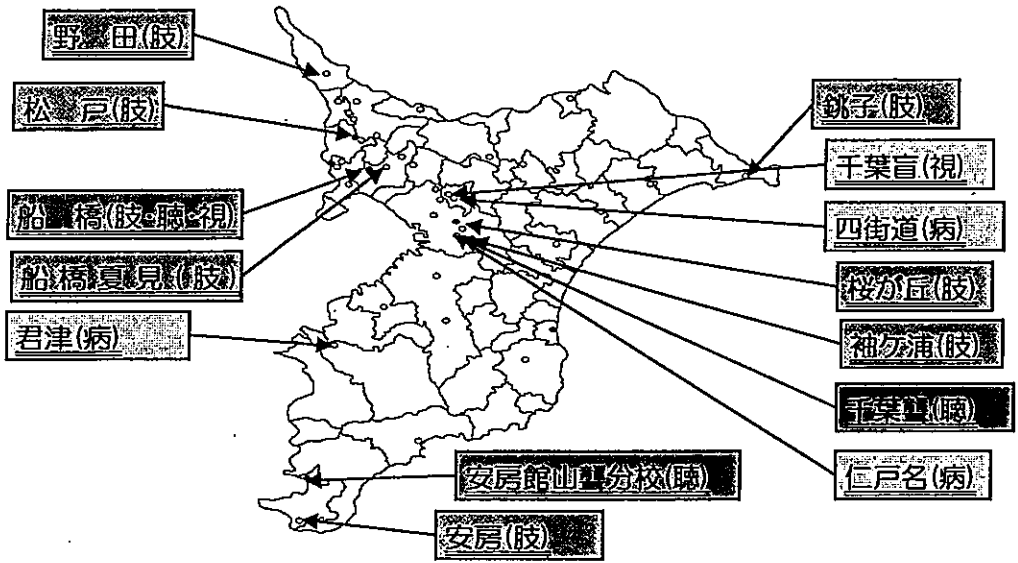
この事業は、推進地域を指定し、心理職や作業療法士等の専門性を有する外部人材を推進地域内の特別支援学校に配置・活用して特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、推進地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させ、さらに、この推進地域での取組をモデルとして、本県の特別支援教育に資することを目的としたものです。

その研究成果の一つとして、平成27年2月に「外部人材活用事例集」を作成しました。なお、本冊子は、県教育委員会特別支援教育課のホームページにて公開しています。



(3) 学校を支える校外の支援システムの整備

特別支援学校は、これまで培った専門性を基盤として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすべく、複数の障害に対応できる教育機能及び支援機能を有するように努めている。特に通級による指導については、平成13年度から実施している聴覚障害の通級指導教室の他に、平成22年度以降、視覚障害、病弱、肢体不自由と対応する障害種を増やし、支援を必要とする小・中学校等の児童生徒へと対応を広げ、全県に展開している。



【図15】特別支援学校における通級による指導実施校

第1章
第2章
第3章
第4章
関係資料

- 病弱を対象とした特別支援学校では、1か月程度の短期間入院の児童生徒に対しても、必要に応じて通級による指導が受けられるように対応しています。
- 高等学校に在籍している生徒が、病気で長期間入院する場合は、一時的な転学を認め、特別支援学校に学籍を移し、退院後元の高等学校に戻ることができます。
- 長期入院児童生徒の学びの機会の創出や支援の在り方について、ICTの活用を中心に取り組んでいます。
- 医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら発達障害、強度行動障害、精神疾患のある児童生徒の指導・支援の工夫についての研究成果を、県教育委員会のホームページを活用し、周知しているところです。
- 知的障害を対象とする特別支援学校で性に関する指導・支援について研究しています。

コラム4 「通級による指導」とは

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。

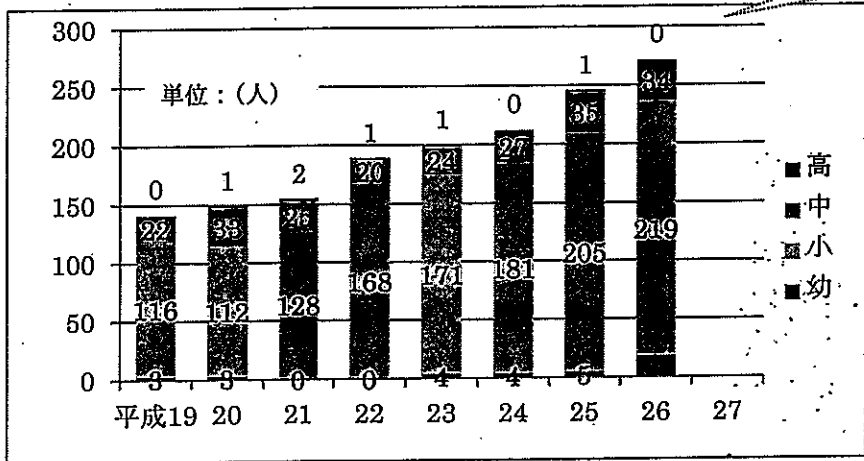
高等学校での平成30年度からの導入が検討されています。

第1章
第2章
第3章
第4章
関係資料

(4) 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ状況

- 県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互の理解や、障害のある幼児児童生徒が地域で学ぶことを積極的に推進しています。
- 小・中学校では、通常の学級と特別支援学級とが交流及び共同学習を行っています。例えば、特別支援学級の児童生徒個人が通常の学級の集団に入る形その他、通常の学級と特別支援学級が合同で活動する形などがあります。
- 特別支援学校では、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うという、「居住地校交流」を行っています。また、特別支援学校と小・中学校等が学年単位や学校単位で行う学校間交流も行われています。学校間交流は平成21年度は275回でしたが、平成26年度には、420回に増加してきています。

対象や活動場面を工夫することで、実施人数や実施回数は年々増えている。



※H27は集計中

【主な活動】

- 音楽や体育等での交流又は共同学習
- 学校行事への参加
- 地域行事への参加等

【図16】 県立特別支援学校における居住地校交流の取組状況 (実施人数)。

コラム5 「交流及び共同学習とは」

我が国は、障害の有無、文化や人種等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのために、平成16年6月に障害者基本法が改正され、「交流及び共同学習」が実施されるようになってきました。

交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。障害のある幼児児童生徒が障害のない幼児児童生徒と共に活動することは、双方の社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、幼児児童生徒の実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。

(5) 様々な困難を抱える幼児児童生徒への支援

医療的ケアが必要な児童生徒が、学校で安心して学習や生活ができるよう、対象となる児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置している。また、修学旅行等における健康や安全を確保するため、医師や看護師が同行している。【表6】【表7】

【表6】 公立特別支援学校の医療的ケア実施体制の整備

※看護師人数は週30時間勤務を1人としてカウント

年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27
実施校数(校)	15	18	21	20	21	21	20	20	22
対象者数(人)	96	100	114	119	132	135	155	169	166
配置看護師数(人)	21	26	32	37	41	43	45	49	55

(各年5月1日現在)

【表7】 県立学校の修学旅行等における医療的ケア実施体制の整備 ※医師・看護師はのべ人数

年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27
特別支援学校(校)	15	16	18	17	22	22	15	21	20
高等学校(校)						0 (1)	2 (3)	0 (1)	0 (2)
配置医師及び看護師数(人)	53	47	55	55	58	66	51	65	76

※ () 内の数字は、介助員を同行させた高等学校数 (各年5月1日現在)

コラム6

「医療的ケア」とは



たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになったことを受け、特別支援学校の教員についても、制度上実施することが可能となりました。

特定行為(実施できる行為)は、①口腔内の喀痰吸引②鼻腔内の喀痰吸引③気管カニューレ内部の喀痰吸引④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養⑤経鼻経管栄養、とされています。(特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について 平成23年12月9日 文部科学省 より抜粋)

医療的ケアを実施するには、児童生徒の状態によって一定数の看護師の配置が適切に行われることが重要です。

千葉県教育委員会では、「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」を作成し、毎年内容の更新を行っています。

千葉県では、この「医療的ケアガイドライン」において「医療的ケアの内容及び医療的ケア実施基準」を示し、このガイドラインを踏まえ、医師の指導のもと、特別非常勤講師として雇用した看護師と教員等の相互連携により医療的ケアを実施しています。

入院など様々な事情で登校が困難な児童生徒の学習の機会を保障するため、特別支援学校では学校教育法施行規則第131条に基づき、訪問による指導を行っている。最近ではICT機器を活用した指導の工夫が様々な形で試みられており、その効果が期待されている。

【表8】 公立特別支援学校訪問教育の実施状況

(単位：人)

年度	訪問教育実施校数	児童生徒数			訪問先区分					
					家庭		病院		施設	
		小中	高	計	小中	高	小中	高	小中	高
19	24	64	22	86	45	13	16	8	3	1
24	22	65	20	85	50	14	13	6	2	0
25	25	72	26	98	53	20	17	5	2	1
26	25	74	26	100	53	17	17	7	4	2
27	26	65	27	92	51	17	8	7	6	3

(各年5月1日現在)

コラム7

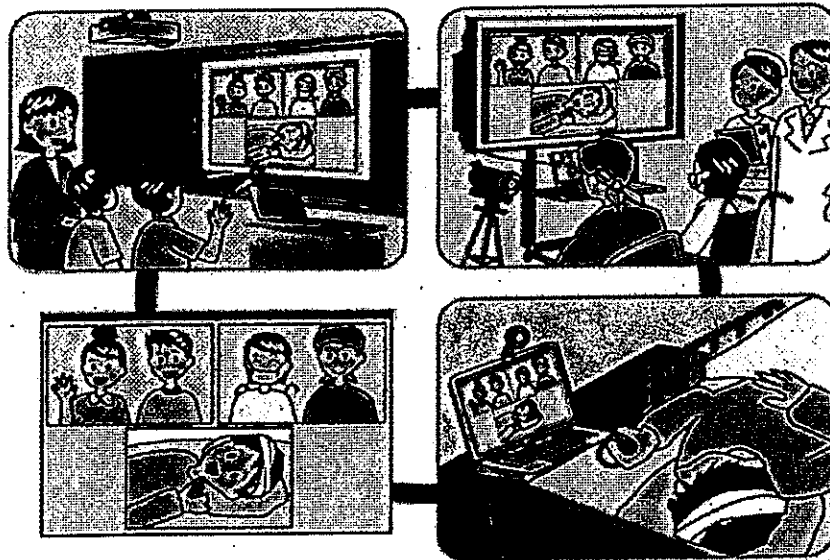
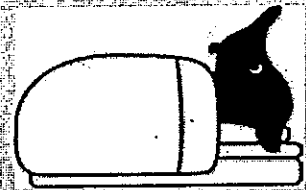
病気等で入院中の児童生徒に対するICTを活用した

『遠隔授業』とは

病気等で入院中である児童生徒の学習においては、通院や入退院による学習の空白を補うためにICT (Information and Communication Technologyの略で「情報通信技術」を指します) の活用が有効であるとされています。

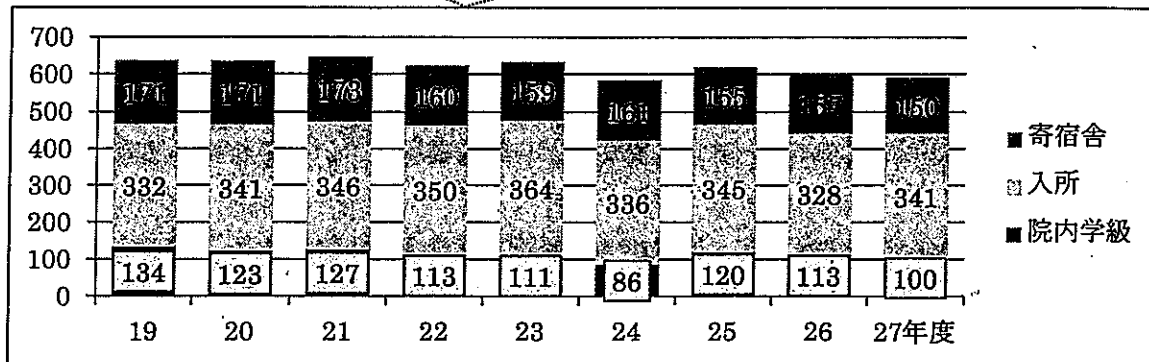
同年代の児童生徒や親元から離れて入院生活を送る児童生徒にとっては、学習はもとより、家庭や前籍校などとの交流や情報収集が欠かせないだけに、通学の必要のない遠隔授業や時間や空間に制限されないネットワークは、その特性から児童生徒が自らの生活を豊かにしていく上で有用な方法といえることができ、病気による運動や生活の規制がある児童生徒の学習環境を大きく変える可能性があります。

また、これらは、学習上の効果を高めるだけでなく、意欲や心理的な安定など、心理的な面においても効果があるとされています。



入院や施設入所など家庭から離れて生活しなければならない児童生徒もいる。

平成27年度、県内の特別支援学校6校に病院と連携した院内学級、7校に寄宿舎がある。また、特別支援学校18校では児童福祉施設から通学する児童生徒がいる。各施設関係者と教職員が連携を図り、児童生徒へのよりよい指導・支援に努めている。



【図17】入院・入所・寄宿舎児童生徒数（公立） 各年5月1日現在（単位：人）

コラム8

「特別支援学校 寄宿舎」とは

特別支援学校は学校数が少なく、視覚障害者や聴覚障害者を対象とした県立特別支援学校に至っては県に各1校（県立千葉盲学校・県立千葉聾学校）しかありません。また、他の特別支援学校では、通学用のバスを用意して、通学の利便性を図っていますが、全ての地区を網羅することは不可能です。バスを利用したとしても、立地によっては通学するだけで時間も体力も使ってしまうことが考えられますので、千葉県では学校教育法78条に基づき、7つの特別支援学校に寄宿舎を併設しています。概ね小学部5年生以上の児童生徒が対象で、平成27年5月現在、150名が入舎しています。

寄宿舎は障害を考慮して設計されており、寄宿舎指導員や舎監と呼ばれる宿直の教員も常駐しています。

特別支援学校の寄宿舎は、教育機関の一部としての役割ももっています。自力でできることはなるべく自分で行い、どうしても難しい場合のみ助けを借りることが基本です。洗濯や清掃も可能な限り行います。寄宿舎生は、土日や祝日は自宅に帰ることとなります。これは、学校を卒業した後、社会に出て自立して生活するための実地的な練習にもなっています。



7 特別支援学校の状況について

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

【第1次計画 テーマ3 (1) に関連】

★ 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

- (1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実
- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

○特別支援学校の多くは、昭和54年に養護学校の義務化が制度化されてから昭和60年代にかけて設置されたため、学校の施設・設備の老朽化への対応が必要になっています。また、学校周辺の環境や社会生活に関する状況なども開校当時とは状況が大きく異なり、通学路の安全確保、スクールバスの運行方法の変更など、学校運営についても変更や改善が必要な場合があります。

○県立特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化等の過密状況対応するため、平成23年3月に「県立特別支援学校整備計画」を策定しました。この計画により、1,240人程度の過密状況に対応したところです。

【表9】【平成19年度以降の県立特別支援学校 開設校】

※ () は設置学部

年 度	開 設 校
20	安房特別支援学校鴨川分教室 (小・中)
21	柏特別支援学校流山分教室 (高)
22	特別支援学校流山高等学園第二キャンパス (高)、我孫子特別支援学校清新分校 (高) 市原特別支援学校つるまい風の丘分校 (高)
(23年3月)	(県立特別支援学校整備計画策定)
24	特別支援学校市川大野高等学園 (高)、印旛特別支援学校さくら分校 (高)
25	安房特別支援学校館山聳分校 (幼・高)
26	湖北特別支援学校 (高)
27	習志野特別支援学校 (小)、船橋夏見特別支援学校 (中・高)、矢切特別支援学校 (小・中・高)、飯高特別支援学校 (小・中・高)、大網白里特別支援学校 (小・中・高)
28	君津特別支援学校上総湊分教室 (小・中)
29	栄特別支援学校 (小・中・高)

<太字は整備計画で対応した学校>

○また、スクールバスの長時間乗車の解消や、車椅子乗車が可能なバスの配備など、児童生徒の健康面で負担の少ない安全な通学に向けて努力しています。

○特別支援学校は、これまで培った専門性を基盤として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすべく、複数の障害種に対応できる教育機能及び支援機能を有するように努めています。

8 自立と社会参加について

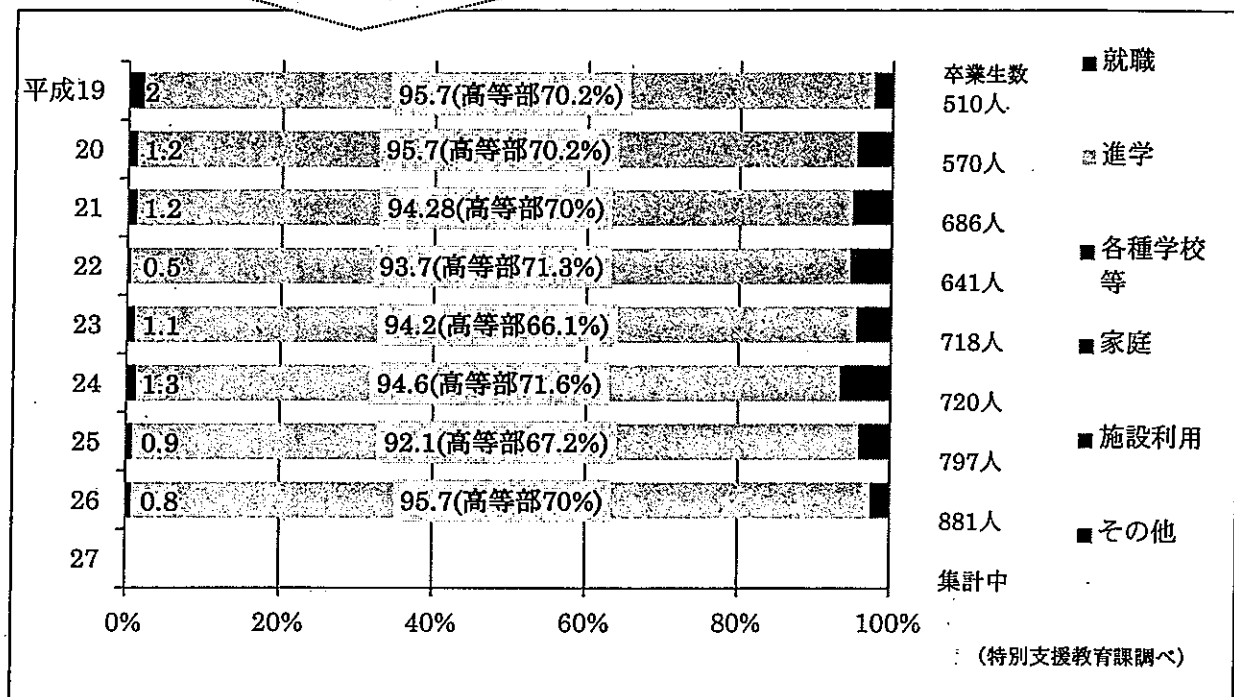
【第1次計画 テーマ4に関連】

- ★後期中等教育の充実と卒業後の自立支援
- (1) 将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実
 - (2) 個別移行支援計画に基づく就業支援ネットワークの充実
 - (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり

【第1次計画 テーマ5に関連】

- ★卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- (1) 障害のある人の学びの機会と場の充実
 - (2) 特別支援学校の学校開放講座等の充実
 - (3) 関係機関等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築

中学校特別支援学級の卒業生の進路は、ほとんどが進学である。卒業生の70%程度が特別支援学校高等部に進学している。



【図18】中学校特別支援学級卒業生の進路状況 ※進学の()内は特別支援学校高等部へ進学した率

コラム9

「就労支援コーディネーター」とは

特別支援学校の就労に向けた取組においては、進路指導主事等による実習先の確保、全県を学区とした専門学科、普通科（職業コース）の設置により、実習先・就労先の重なり等が課題となっていました。

そこで、県教育委員会では、県立特別支援学校に「就労支援コーディネーター」を指名しています。就労支援コーディネーターは、実習・就労先ネットワークの全県的な連絡調整、実習・就労先との連携のための手続きや書類等の統一を行います。

また、県の産業人材課や障害福祉課では、障害者キャリアセンターなど県内の施設16カ所を障害者就業・生活支援センターに指定し、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携して、障害のある方の生活指導・助言・職業準備訓練のあっせんを行っています。障害者就業・生活支援センターには、職業訓練の支援を行う「企業支援員」、生活支援を行う「生活支援員」が配置されています。



第2章 第1次計画策定後の取組と評価

第1章

第2章

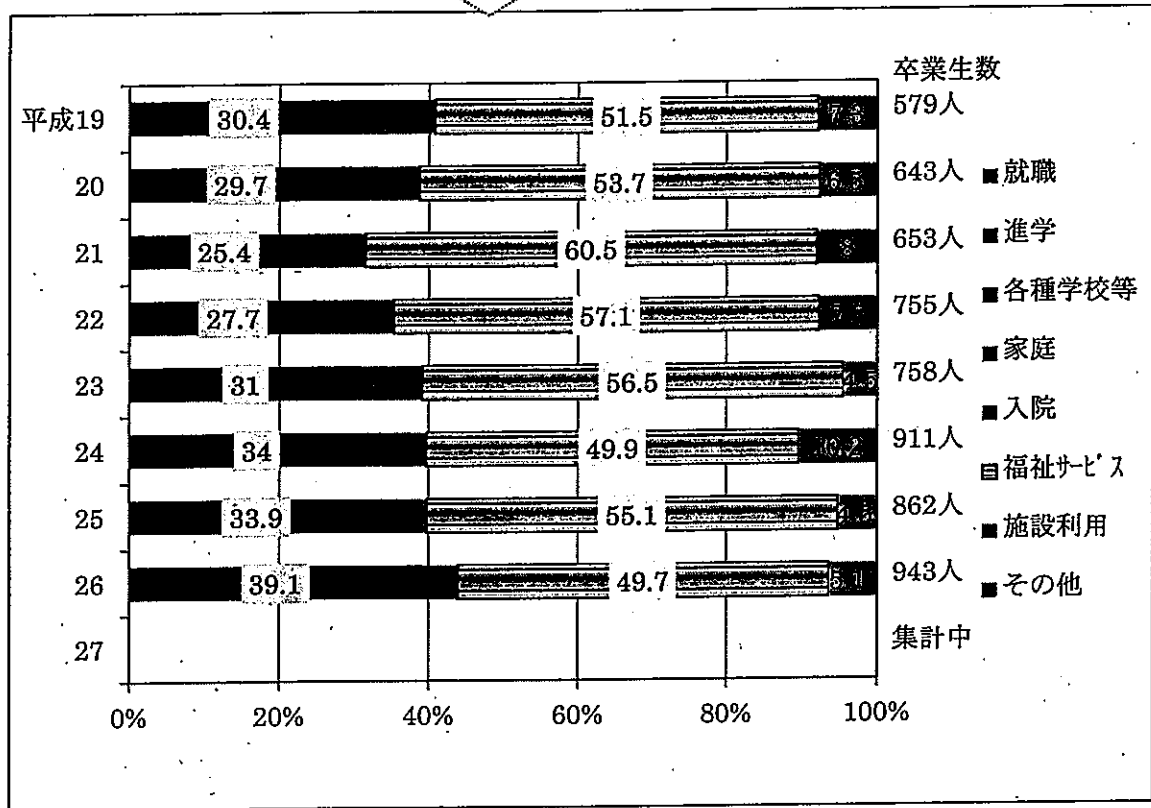
第3章

第4章

関係資料

○特別支援学校では、就労を目指す高等部生徒への支援の充実を図るため、平成23年度から就労支援コーディネーターを指名しました。平成26年度は、特別支援学校24校に25名の就労支援コーディネーターを指名するとともに、就労支援のネットワークを構築して企業や関係機関との連携の強化に努めています。

平成26年度の特別支援学校卒業生のうち、約55%が障害福祉サービス・施設利用、約39%が就職となっている。また、就職希望者398人のうち実際に就職した生徒は369人で、就職率は92.7%であった。



【図19】公立特別支援学校高等部卒業生の進路状況

コラム10

「障害者雇用率制度」とは

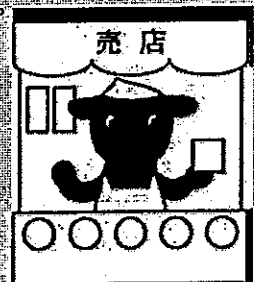
「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（これまで、身体障害者・知的障害者と限定されていましたが、平成28年4月1日から、「障害者」と一括され、具体的には精神障害者が障害者の枠に入りました）。

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定しています。

この法定雇用率については、平成28年4月1日現在、以下のようになっています。

- 民間企業 1.8% ⇒ 2.0%
- 国、地方公共団体等 2.1% ⇒ 2.3%
- 都道府県等の教育委員会 2.0% ⇒ 2.2%

また、併せて、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わっています。



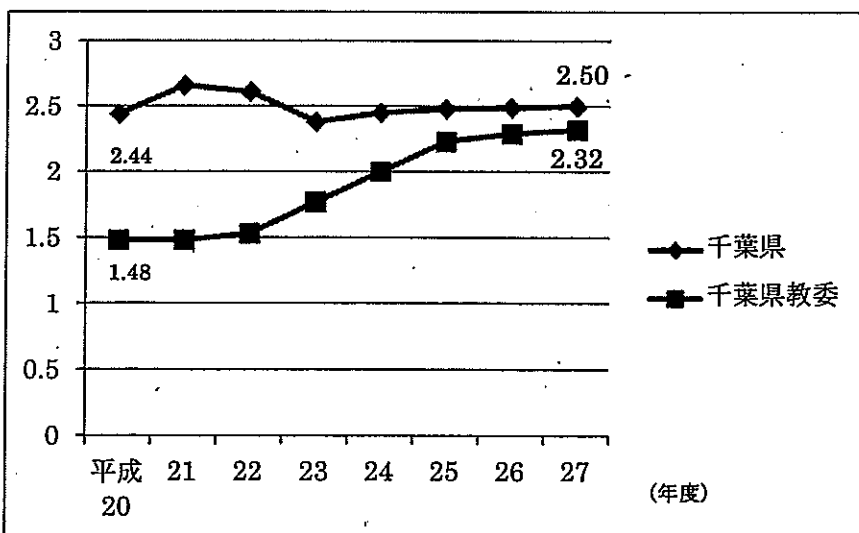
第2章 第1次計画策定後の取組と評価

- 特別支援学校が培ってきた障害のある生徒への就労支援のスキルを、高等学校に在籍する障害のある生徒の進路指導等に役立てる取組も始まっています。
- 卒業後の社会生活の充実を図るため、在学中から医療機関や地域の福祉等の関係機関との連携を図っています。
- 特別支援学校では、生徒が、卒業後に地域社会と関わっていくことへの関心を高めたり、余暇利用の方法を学んだりするなど、将来、社会で自立した生活を送るための学習を教育課程に位置付け取り組んでいます。また、多くの特別支援学校で卒業生を対象に同窓会等が組織され、余暇活動や生活相談などに対応しています。
- 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターなどが開催する障害者向けの様々な行事（健康増進、仲間づくり、教養講座等）も行われ、最近では年間2,000人を超える参加があります。
- さわやかちば県民プラザでは、障害のある方を対象とした体験活動講座が行われ、年間7回の講座にのべ200人以上が参加しています。

◎県教育委員会では特別支援学校の卒業生を含め、積極的な障害者雇用に努めている。【図20】平成27年度は、特別支援学校の卒業生等を、県立学校の嘱託技能員及び調理員として45名雇用している。【表10】

【表10】 県立学校の「学校技能員等嘱託職員」における障害者雇用の状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
雇用先	高等学校 4校 特別支援学校 4校	高等学校 11校 特別支援学校 4校	高等学校 18校 特別支援学校 7校	高等学校 27校 特別支援学校 10校	高等学校 41校 特別支援学校 13校	高等学校 34校 特別支援学校 10校
学校技能員(人)	8	16	24	34	49	39
調理員(人)	—	—	2	4	6	6



県教育委員会では、障害者雇用推進プロジェクトチームを設置し、障害のある方の積極的な雇用に努めてきました。平成27年度は、14人（政令算定数220人*1）を採用し、法定雇用率2.2%を達成しています。

*1 政令算定数：重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人を2人としてカウントします。

【図20】 千葉県教育委員会における障害者雇用率の推移

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

9 教員の専門性の向上について

【第1次計画 テーマ6に関連】

★学校と教員の専門性の維持・向上

- (1) 学校、教員の専門性の維持・向上
- (2) 特別支援学校教諭免許状保有率の一層の向上
- (3) 特別支援学校のセンター的機能充実のための教員配置
- (4) 異校種間の人事交流の推進
- (5) 理学療法士、作業療法士等の専門職の活用

○特別支援教育が全ての学校で推進されるためには、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を有することが重要であることから、学校や教員の研究・研修の機会の充実を図るとともに、「特別支援学校教諭免許状」の積極的な取得を働きかけています。

○特別支援教育推進体制の充実、特別支援学校の支援機能の充実、学校及び教員の専門性の維持など、様々な視点から、教員の適切な配置や人事交流に努めています。特に、学校種を超えた人事交流は、特別支援教育の理解を広げていく上で重要であることから、一層充実させていく必要があります。

○特別支援教育の推進は、全ての学校種において重要であり、県全体の特別支援教育を推進していくため、平成28年度実施の教員採用選考から「特別支援学校」の採用枠を「特別支援教育」の採用枠に変更しました。

◎県教育委員会では、特別支援学校の教員には特別支援学校教諭免許状保有者を採用している。そして、特別支援学校教諭免許状を保有していない小中学校・高等学校等の教員を中心に人事交流を行っており、人事交流を行った者は優先的に免許取得のための認定講習を受講できるようにしている。このような状況のため、特別支援学校全体の保有率は80～85%で推移している。

◎人事交流を積極的に行うことで、小・中・高等学校における教職員の特別支援教育についての専門性の向上が図られている。【図2-1】【図2-2】

コラム11

「特別支援学校教諭免許状」とは

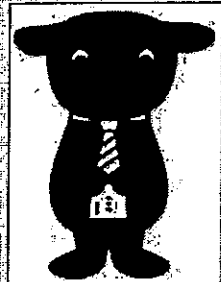
特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならないと教育職員免許法に定められています。ただし、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることも記されています。

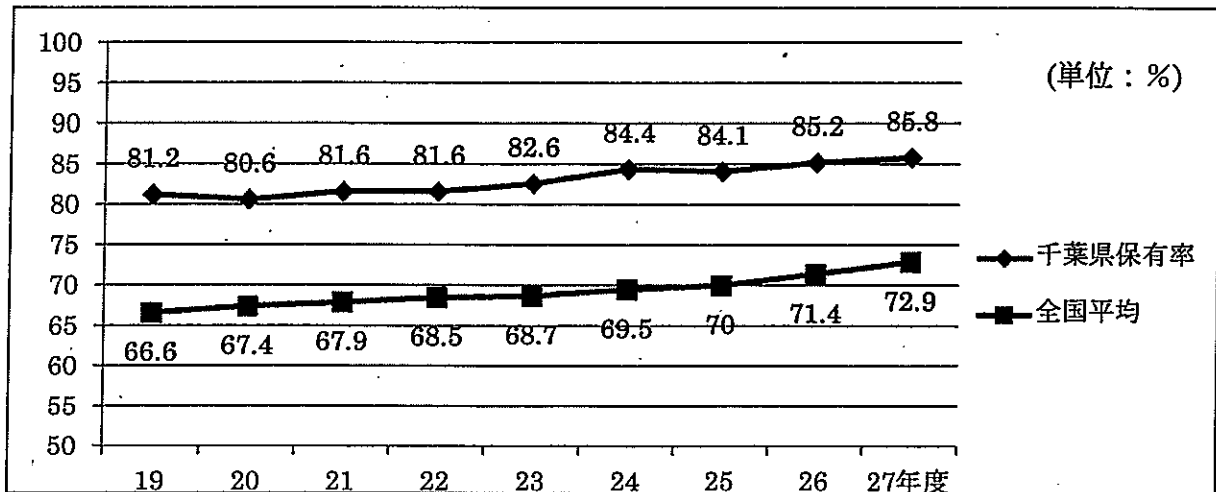
しかし、特別支援学校教員の専門性の維持・向上のためには、特別支援学校教諭免許状は欠かせないものであるため、県教育委員会では、夏季休業中に認定講習を開催して、その取得を促進しているところです（特別支援学校教員の取得率については、平成27年度、全国平均の取得率7.4、1%のところ、千葉県では8.6、6%となっています）。

特別支援学校教諭の普通免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されており、それぞれの取得に必要な基礎資格、単位数等が定められています。

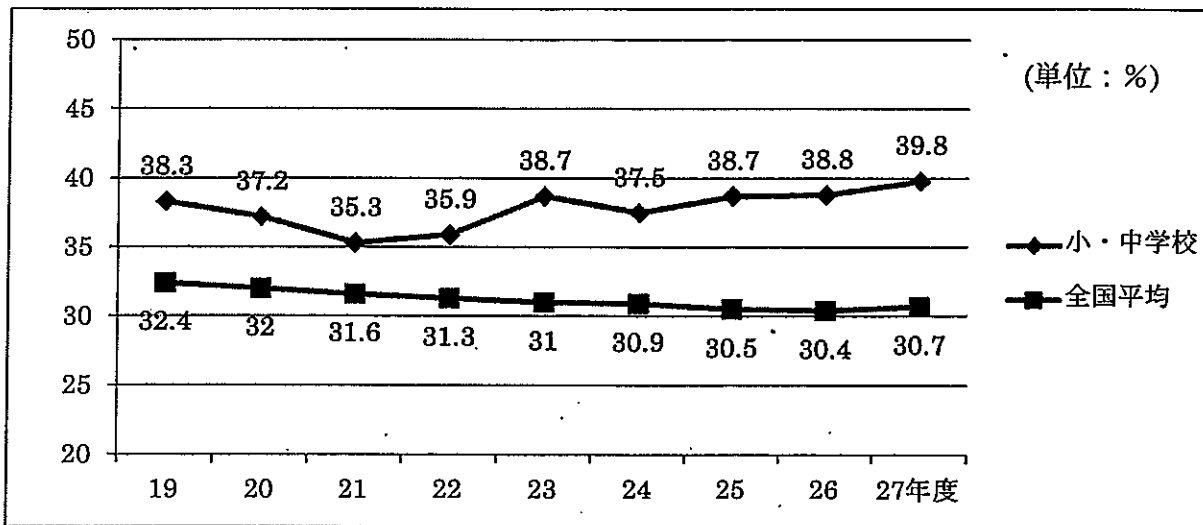
なお、特別支援学級担任や、通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はありませんが、県教育委員会では、特別支援学校教員同様にその取得を勧めているところです（特別支援学級担任の取得率については、平成27年度、全国平均の取得率3.0、7%のところ、千葉県では3.9、8%となっています）。

千葉県では、平成29年度教員採用試験（28年度実施）より、従来の「特別支援学校」の採用枠を「特別支援教育」の採用枠に変更し、全ての学校種において、特別支援教育に関心の高い教員を広く募集することにしています。





【図2 1】千葉県の公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有率の推移



【図2 2】千葉県の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状の保有率の推移 ※27年度は集計中

○教職員の資質向上、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、県総合教育センターにおいて、各教員の教職経験やニーズに応じた様々な研修を実施しています。また特別支援学校が開催する研修会等を、近隣の幼・小中学校・高等学校等の教職員研修の機会として提供するなど、地域の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）の充実を目指した取組が進んでいます。

○県総合教育センターでは、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底し、障害特性の理解促進を図るとともに、適切な指導・評価の実践が広がるよう、指導者のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設など、支援環境づくりを推進しています。

◎千葉県の特別支援教育に係る課題について学校を指定して調査研究を行い、研究発表会等を開催して、その成果を本県の特別支援教育推進に役立てている。

【データ集：研究指定校一覧 Pデータ 28～参照】

第2節 第1次計画の評価と今後の課題

1 第1次計画の評価

(1) テーマ1 早期の教育相談支援体制の整備

○特別支援学校のセンター的機能

- ・特別支援学校のセンター的機能の一つとして、就学前の幼児に対する教育相談は、P18の図9によれば、毎年、2,600件から2,800件前後で推移しており、小学校への就学に関する相談の要望は高いと考えられます。また、件数から見ても、特別支援学校が、早期からの教育相談に関して大きな役割を果たしており、今後も、特別支援学校のセンター的機能の充実が重要であると思われる。

(図9、P18)

○複層的な相談体制

- ・県子どもと親のサポートセンターでは、不登校やいじめ等の多様な相談に対応しています。また、県総合教育センター特別支援教育部では、学習の遅れがあったり、行動が気になったりする児童生徒についての相談に対応しています。県子どもと親のサポートセンターと県総合教育センター特別支援教育部は同じ建物にあり、双方の専門性を生かし、不登校、いじめ、発達障害に関する相談、長期欠席・引きこもりに関する相談等の複層的な相談に対応しています。
- ・今後も、県総合教育センター特別支援教育部と県子どもと親のサポートセンター教育相談部が協力・連携した相談体制の充実を図ることが必要です。

(図11、P18)

(2) テーマ2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

- ・小中学校等における個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率は年々高くなっています。計画作成の意義の理解啓発に努めてきた成果であると思われる。
- ・「障害者差別解消法」の平成28年4月1日の施行に伴い、公立学校等における合理的配慮の提供が義務化されると共に、本人・保護者等と合意形成に至った合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされました。本県としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を作成し、各学校に配布するとともに、法の施行について保護者に周知を図るよう通知しました。これまで各学校が行ってきた個々の教育的ニーズに適切に対応する取組が改めて法律で確認されたという考えの下、新たな申し出も含めてこれまでの取組を確認し、本人・保護者等と合意形成を図った上で、個別の教育支援計画を作成することとし、その作成率を100%にしていくことが重要です。(図12・13、P19・20)

○連続性のある多様で柔軟な学びの場の構築

- ・特別支援学校における通級による指導、ICT機器を活用した訪問教育の工夫など、様々な困難を抱える児童生徒への支援について研究や支援が進んでいます。今後も多様な学びの場の充実を図っていくことが重要です。

(図15、P23)

- ・特別支援学校に在籍する児童生徒で医療的ケアが必要な児童生徒は年々増加しており、また、小中学校等においても医療的ケアの必要な児童生徒が平成27年度には24校に26人となり、看護師の配置も進んでいます。今後も、小中学校・高等学校等に医療的ケアの必要な児童生徒が増加するものと考えられることから、特別支援学校と連携した医療的ケアの充実を図っていく必要があります。

(表6・7、P25)

○特別支援教育支援員の配置

- ・特別支援教育支援員の配置については、平成19年度、幼・小中学校・高等学校等に総数441人、平成27年度には、幼・小中学校・高等学校に総数2,020人と、以前と比較して増員されているところですが、特別支援教育支援員の増員要請が強いことから、特別支援教育コーディネーターの専任配置と併せて、特別支援教育支援員の増員(地方財政措置による)を、国に要望しているところです。

(図14・表3、P21)

○特別支援アドバイザーの配置

- ・県教育委員会では、小・中学校等に在学する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導・支援に関して、教員への助言・援助を行うことを目的に特別支援教育に専門性を有する特別支援アドバイザーを20名配置し、各学校からの要請に基づき派遣しています。各学校からの派遣要請については、5教育事務所で900件を超えてきています。幼児児童生徒の実態及び地域の実情に即した相談体制を今後も充実させていくことが望まれています。

(表4、P21)

○交流及び共同学習

- ・特別支援学校に在籍する児童生徒等が、自分の住む地域の学校で数日間学習するという「居住地校交流」の実施人数及び学校同士で交流を行う「学校間交流」の実施回数はともに増加しています。
- ・障害のある幼児児童生徒が、障害のない幼児児童生徒と地域で共に学び、生き生きと活動しつつ充実した生活をすることは大変重要であることから、今後もさらなる交流及び共同学習の充実を図ることが必要です。

(図16、P24)

(3) テーマ3 今後の特別支援教育の新たな機能の構築

○特別支援学校の整備・充実

- ・特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う過密状況に対応し、平成19年度以降、新設校7校、分校等7校を開設し、1校で増築を行いました。平成29年度にも1校が開設予定です。今後も、県立特別支援学校整備計画等に基づき、整備を進める等、通学区域の設定等を含めて、計画的に対応を進めていくことが必要です。

(表9、P28)

○看護師の配置

- ・これまで、医療的ケアに係る必要な看護師等の配置を、順次、進めてきました。また、ガイドラインを定めたり、医療的ケア指導医による特別支援学校看護師等指導事業等を実施したりすることにより、安全で確実な医療的ケアの実施に努めてきており、平成17年に医療的ケアを開始して以降大きな医療的事故は全く起こっていません。今後も必要に応じて看護師の配置を進めていくとともに、地域の小・中学校等と連携しつつ、医療的ケアの充実に努めていくことが必要です。

(表6・7、P25)

○特別支援学校のセンター的機能

- ・特別支援学校が実施する相談件数の増加、通級による指導の展開、研究の取組等、特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての役割に積極的に取り組み、着実な成果をあげています。今後も、地域の特別支援教育のセンターとして、さらなる充実を図っていくことが必要です。

(図9・10、P18)

(4) テーマ4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

テーマ5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の充実

○就労支援

- ・職業に就くにあたって必要な技能や働き続けるために必要な力、卒業後の生活に必要な力等について、現状や課題を把握し、授業内容の改善等に生かすため、企業や福祉施設等との連携を進めるとともに各学校において就労支援コーディネーターを指名し、就労支援のネットワークの構築を図っています。今後も、卒業後の就労支援の充実に努め、地域で生き生きと生活できるためのネットワークを構築していくことが重要です。

(図18・19、表10、P29、30、31)

○卒業後の支援

- ・卒業後の社会生活の充実は大変重要です。働く力を身につけるだけでなく、在

学中に、生涯学習に関する機関や施設を利用した体験活動など、将来の社会生活の充実を見据えた学習にも力を入れることで、地域で積極的に社会参加することのできる生徒の育成及び共生社会の構築にも取り組んでいくことが重要です。

(5) テーマ6 学校と教員の専門性の維持・向上

○特別支援学校教諭免許状

- ・特別支援学校の特別支援学校教諭免許状保有率は、80～85%で推移し、全国的にも高い水準を維持しています。一方、特別支援学級や通級による指導の担当者には特別支援学校教諭免許状の保有は義務付けられていないため、保有率は、40%前後です。専門性を向上させるためには、特別支援学校と同様の免許状保有率を目指すことが必要であると考えます。今後も、積極的な人事交流を行いつつも、全ての学校種で特別支援学校教諭免許状の取得を進めると共に、特別支援教育が推進されるようにする必要があります。

(図21・22、P33)

○「特別支援教育」採用枠

- ・これまでは、特別支援学級や通級による指導の担当教員の約半数が特別支援教育についての経験年数が5年未満で、その専門性の向上が課題となっていました。平成28年度の教員採用選考から、「特別支援学校」の採用枠を「特別支援教育」の採用枠に変更し、採用後は特別支援学校で経験を積んだ後、小中学校等へも異動し、特別支援学級や通級による指導等を担当するようにしました。この仕組みを有効に活用し、特別支援学級や通級による指導の担当教員の専門性の向上を図っていくことが必要です。

○専門性の向上

- ・県総合教育センターを中心として、受講者の経験年数・職務に即した研修体系を整え、専門性の向上に努めてきました。今後も、受講者の主体性を生かした段階的な研修体系を整え、すべての学校で、特別支援教育が進むよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが重要です。
- ・文部科学省の委託事業や県教育委員会が指定した研究校に対し、本県の特別支援教育に係る課題について調査研究を行うとともに、その成果を特別支援教育実践発表会や研究指定校研究成果報告会等で報告し、県内外に広めることができました。今後も、継続して取り組んでいくことが重要です。
- ・大学の教職課程における特別支援教育に係る講座の拡大等により、通常の学級における特別支援教育の推進を図る必要があることから、大学に対して、認定講習の実施、初任者向け研修講座の開設、教員養成のカリキュラム等について要望・意見を伝えてきた結果、研究・研修事業として発達障害等に関する研修講座が開設されました。今後も県教育委員会と大学との連携強化が重要です。

2 今後の課題

(1) 早期からの教育相談と支援体制の整備

①情報の共有

市町村の保健センターや保育園等の関係者・関係機関の支援ネットワークを一層強化させ、障害のある幼児児童生徒とその保護者に対する相談・支援体制を更に充実させていく必要があります。

②ライフサポートファイル等の活用

各市町村及び市町村教育委員会等で作成しているライフサポートファイルや個別の教育支援計画等を十分活用し、きめ細かで、十分な情報提供と合意形成を図りながら、就学後のフォローアップを含め、一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談・就学事務を実践していくことが求められます。

(2) 一人一人の教育的ニーズへの対応と連続性のある多様な学びの場の構築

①一人一人の教育的ニーズへの対応

一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を実現するために、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の柔軟で連続性のある多様な学びの場を県内全域に用意し、障害の特性や一人一人の教育的ニーズに配慮した教育課程の工夫、施設設備面の改善等を図りながら、一人一人の実態に応じた十分な学びに結びつくよう、合理的配慮の提供を含め、計画的な対応が必要です。

また、多様な教育的ニーズに対して、効果的な指導・支援を実現するため、ICTや外部人材、地域社会の様々な教育資源を積極的に活用していくことが課題です。

②障害のあるなしに関わらず、幼児児童生徒が共に学ぶことへの対応

障害のある人も障害のない人も、相互に尊重し理解しあう態度を発達段階に応じて身につけていくようにすることは、わが国が目指す共生社会の実現に向けて極めて重要です。引き続き、交流及び共同学習を推進するとともに、地域で共に学ぶ取組の充実が必要です。

③様々な困難を抱える幼児児童生徒への対応

安全な学校生活と充実した学習活動を支える医療的ケアについて、通常の幼・小中学校・高等学校等における医療的ケアを含め、よりよい体制整備を進めていくことが期待されます。

また、これまで指導方法や支援体制が十分共有されていなかった精神疾患、高次脳機能障害、強度行動障害等のある幼児児童生徒への対応や、長期入院などの事情で十分な学習の機会が得にくい状況におかれている幼児児童生徒への対応、通学距離や社会自立に困難がある場合の対応など、きめ細かな指導と支援の仕組を充実させていくことが必要です。

④高等学校の特別支援教育の推進

高等学校においても、全ての学校において、特別支援教育コーディネーターが指名されるとともに校内委員会が設置されています。

今後は、更なる高等学校における特別支援教育の推進体制整備を進めると共に、高等学校における発達障害等のある生徒への教育支援（授業はもとより、生徒指導、進路指導）等の課題について、また、障害のある生徒に対する効果的な合理的配慮のあり方等に重点を置いて、生徒の卒業した小・中学校等及び近隣の特別支援学校との連携を図りつつ、取り組んでいく必要があります。

⑤障害者スポーツ等の充実

平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催は、国や世代、文化を越えた交流を通じて、日本を夢や希望に溢れた社会にする千載一遇のチャンスであり、次世代の子供たちが恩恵を得られるよう、千葉の魅力を高めていくことが大切です。

特に、この機会を生かし、障害者スポーツを通じた交流による効果について実践的な研究を進め、交流及び共同学習を深めたり、障害者スポーツを推進したりする等、障害者の自立と社会参加を促進していく必要があります。

(3) 今後の特別支援学校の教育環境の整備と新たな機能の構築

①特別支援学校の過密状況や適切な学習環境づくりへの対応

特別支援学校の児童生徒数が増加し、教室不足や施設の狭隘化の傾向があることから、今後も過密状況への対応が必要です。

また、スクールバスの利用や施設設備等の充実など、障害のある幼児児童生徒の重度・重複化、多様化に対応した教育環境を一層整備していくことが必要です。

なお、震災等で得られた様々な知見を踏まえ、障害のある幼児児童生徒の命と安全を守る防災教育や防災体制の整備を一層進めていく必要があります。

②特別支援学校の多様な支援機能充実への対応

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の充実を図る上で、特別支援学校が有する専門性を、地域の特別支援教育の推進・充実に向け、有用な教育資源として活用することが求められます。

障害のある幼児児童生徒が必要な支援を地域で受けられるよう、市町村教育委員会と連携を図りながら特別支援学校の通級による指導をより受けやすくすることや、医療的ケアの拠点校としての役割を含め、多様な障害種に総合的に対応できる特別支援学校の機能の検討とネットワーク構築が必要です。

(4) 卒業後の自立支援や生涯学習の支援

①卒業後の社会生活の充実

障害のある幼児児童生徒の重度・重複化、多様化に対応した、生徒の卒業後の社会生活の充実に向け、教育と医療・福祉・保健・労働等の各分野の一層の連携を図るとともに、その連携を踏まえた在学中からの支援を強化していく必要があります。

②生涯学習へのつながり

障害のある幼児児童生徒の地域社会での生活についても目を向け、在学中から、様々な余暇活動や社会教育施設等の利用も含めた豊かな生活につながる取組の充実を図っていくことが大切です。

③就労支援

障害のある生徒の就労支援については、これまで企業、関係機関、学校などが相互に連携を図るなかで培ってきた信頼を踏まえ、ネットワークの強化を図り、在学中のキャリア教育・進路指導の充実、障害者雇用の理解推進、就労後の定着(就労後のアフターケアを含む)などに一層努めていくことが重要です。

(5) 学校と教員の専門性の維持・向上

①特別支援学校教諭免許状取得と「特別支援教育」採用枠の運用

特別支援学校教諭免許状の取得促進、「特別支援教育の採用枠」の有効な運用を通して、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員等の専門性の向上を図り、全ての学校種において特別支援教育を推進していくことが重要です。

②異校種間の人事交流及び大学等の連携

引き続き、異校種間の計画的な人事交流などをおして、全ての教員が、それぞれの段階やニーズに応じて特別支援教育に関する専門性を身につけていくための取組は重要です。また、大学との連携により、教職課程における特別支援教育の充実に努めていくことも重要です。

③研修の充実

教員の教職経験や職種に応じた県総合教育センター等における研修をとおして、特別支援教育に関する基礎的な知識技能を全ての職員が身につけていくようにする取組は、引き続き重要です。

また、卒業後の社会生活を見据えた場合、教育と医療・福祉・保健・労働等の関係機関・施設、企業など、障害のある幼児児童生徒の福祉に関わりあう個人・団体が連携し、相互に研修し合える取組も必要です。

3 課題の整理

第1次推進基本計画取組後の今後の課題

目指す姿

1 早期からの教育相談と支援体制の整備

- ① 関係機関の支援ネットワークの一層の強化
- ② 個別の教育支援計画を活用した就学相談

- ・「いつでも、どこでも、なんでも」相談できる個のニーズに応じた相談・支援体制が整っている。
- ・必要な支援の計画が十分に機能している。

2 一人一人の教育的ニーズへの対応と連続性のある多様な学びの場の整備

- ① 多様な教育的ニーズに対応する学びの場の充実
- ② 交流及び共同学習の推進
- ③ 様々な困難を抱える幼児児童生徒への対応
- ④ 高等学校の特別支援教育の推進
- ⑤ 障害者スポーツ等の充実

- ・合理的配慮が提供され、「わかる授業」が実践されている。
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが地域で学ぶ場が充実している。
- ・県内全ての地域で全ての障害について連続した学びの場と必要な支援が用意されている。
- ・高等学校の校内支援体制が充実している。
- ・障害者スポーツを通じた交流が盛んに行われている。

3 特別支援学校の教育環境の整備と新たな機能の構築

- ① 過密状況の緩和、適切な学習環境づくり
- ② 支援機能の充実

- ・過密状況が緩和されている。
- ・特別支援学校の支援機能の再構築が行われている。

4 卒業後の自立支援や生涯学習の支援

- ① 関係機関との一層の連携
- ② 生涯学習・余暇活動の取組の充実
- ③ 就労支援、就労後の定着

- ・発達段階に応じたキャリア教育が推進されている。
- ・生涯学習の場が充実している。
- ・個のニーズに応じた就労支援が行われている。

5 学校と教員の専門性の維持・向上

- ① 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上
- ② 計画的な人事交流による全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- ③ 全ての教職員が特別支援教育の知識・技能を身につける研修の充実及び関係機関の相互研修の充実

- ・特別支援学級、通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上が図られている。
- ・異校種間の人事交流により、全ての学校で特別支援教育の充実が図られている。
- ・特別支援教育に関する研修・研究の取組や関係機関との研修が充実している。

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

